

平成 29 年度 第 3 回障がい者差別解消支援地域協議部会 委員意見まとめ
(平成 30 年 3 月 28 日(水) 午前 10 時から午前 12 時)

1 相談窓口の対応状況に関して

- ・ 保育所、幼稚園で、入所(園)拒否などの差別が発生しないよう啓発に力を入れていただきたい。
市立幼稚園、小学校、中学校に対しては、入学、就学に関するリーフレットを配布している。
こども青少年局(保育所、認定こども園、私立幼稚園)へ意見を伝達
- ・ 新幹線の予約などに関し、車いす利用者は一般の乗客とは違う対応がなされており、いくつかの事例が報告されている。近畿運輸局の管轄かもしれないが、このように事例が積み重なっているものは、相談者が泣き寝入りしないように、鉄道会社や近畿運輸局に働きかけるなど、相談窓口である大阪府が障がい者と一緒になって考えていただきたい。
- ・ 遊戯施設での理解のない対応に関して複数の相談事例が継続となっているが、徐々に障がいに関する知識を持ってもらえているようで、先日は丁寧に対応してくれたとの話を聞いた。様々な障がいについての理解を求めるには、行政が関わって働きかけることが重要である。解決が難しい案件については事例検討会を開催するなどし、行政の役割として働きかける仕組みを持っていただきたい。

2 「障害者差別解消法にかかる相談(事業者により差別等)対応マニュアル(案)」にかかる修正意見
意見を踏まえて、適宜修正(各委員にメール等で確認済み)

3 障がい者差別解消にかかる条例の制定

- ・ 法において合理的配慮の提供は事業者に対して努力義務となっているが、条例制定の際には、これを義務付けるかどうかポイントとなる。
- ・ 法に基づく差別解消の取組の中では、建設的な対話がとても大切なことであり、その対話の土俵に乗るか乗らないかが非常に問題になってくる。法的義務にすることは、対話をするのが義務だということ。条例で定めることによって、相談窓口での対応がしやすくなると思う。

4 啓発の取組

- ・ 内閣府の報告会の主な意見に「知的、発達、精神に障がいがある方への配慮はまだまだであり」との記載がある。研修やガイドライン的なことは進んできているが、書面や机上あるいは施設を少し見学しただけでは理解を深めるのは難しい。やはり、当事者とともに時間を共有し、同じ場面において、「こういうときはこうなんだ」と体験してみるのがいい。キャンプやハイキングなど当事者と交流する機会となる体験研修を大阪府として取り入れてみてほしい。

5 その他

- ・ 施設では、10年以上の入所者が70%くらいおり、中には30年、40年と施設に入所したままの方もいる。地域移行のアプローチを進めてほしい。
- ・ 地域でも障がいの重度化、高齢化の状況がみられる。家庭から地域への移行についても、掘り起こしを進め、悲惨な事件が起こらないように対応していく必要がある。

- ・ 複合課題を抱えた困難ケースも数多くある。それを地域で支える仕組みを考えていかないといけない。地域移行や地域生活支援拠点と合わせて、その議論を急ぐ必要がある。市の自立支援協議会を見直して、前向きに議論ができるようにしていただきたい。
- ・ 日中支援型グループホームに関しても、市の自立支援協議会で意見を言える仕組みにしないとけない。
- ・ 地域移行については、障がい当事者だけでなく、一般市民・区民が幅広く勉強することが大切である。各区には様々な催しがあり、様々な団体が集まる時代になっているので、そういう機会に障がいのことなどを啓発していく。地域での支援者となる一般市民や区民にわかってもらうことが重要である。
- ・ 旧優生保護法の下での障がい者に対する不妊手術に関する調査についての質問
国が調査を進めている。都道府県、市町村、施設等へ関連文書の保存を要請。